

# 仙台市地域防災計画の修正について

令和 8 年 3 月  
仙台市危機管理局

# 1 避難所における居住スペースの拡充について

資料1-3  
P7等

## 背景

令和6年12月に改定された国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、「避難所の生活空間は、スフィア基準に沿って、1人当たり最低3.5㎡の居住スペースを確保する」とされたことを踏まえ、本市における考え方等について整理を行う必要がある。

## 対応① 居住スペースの確保

- ・一定期間の避難生活が必要となる際は、避難所の最大収容人数の基礎となる1人当たりの最低居住スペースを3.5㎡とし、避難所における良好な生活環境を実現する。
- ・指定避難所のみならず、補助避難所(市民センター、コミュニティ・センター等)についても、あらかじめ最大収容人数を明確化することとする。

※本市の想定避難者数(東日本大震災の最大避難者数)である約106,000人が収容可能

## 対応② 避難者数の平準化・在宅避難の周知啓発

- ・災害の規模や様態により、避難者数に偏りが生じた際には、1人当たり最低3.5㎡の居住スペースを確保できるよう、避難者の多い避難所から少ない避難所へ移動していただく等の平準化を図ることとする。
- ・自宅周辺の災害リスクや自宅での生活可否を確認する等の適切な判断に基づいた在宅避難を周知啓発することで、必要な方が安心して避難所へ避難できる環境を整える。

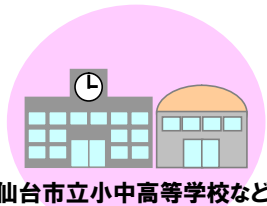
# 【参考】避難所における居住スペースの拡充について

## 具体的な手法等

災害時の避難所における生活環境の向上には、被災者が尊厳を保つため、プライバシーに配慮した空間が必要となることから、下記手法等を通じて、1人当たり最低3.5㎡の居住スペースの確保を目指す。

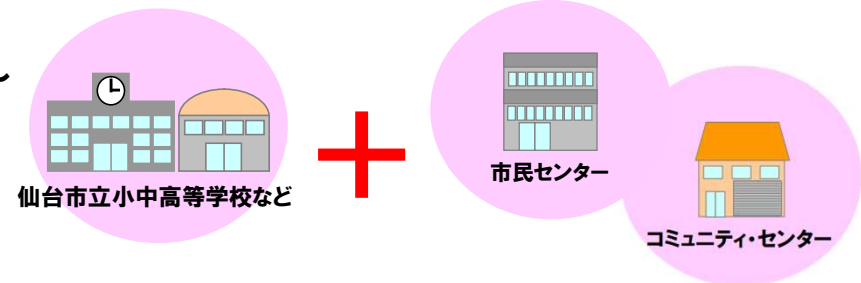
### 居住スペースの確保

～これまで～



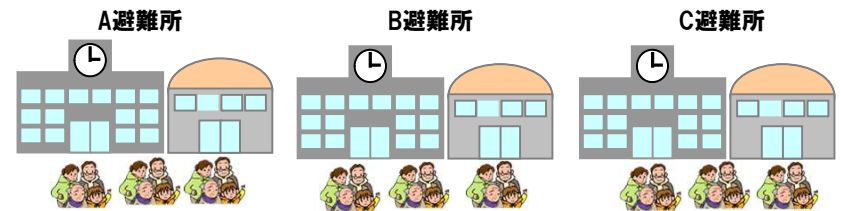
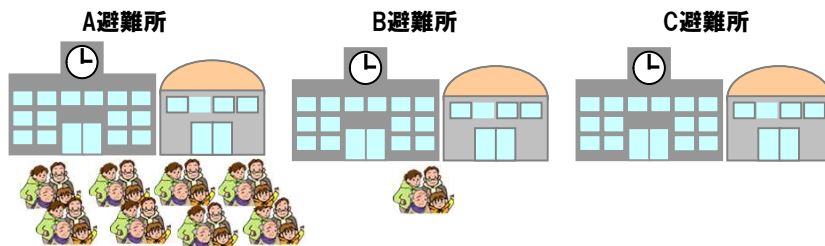
- ・居住スペースは1人当たり1.65㎡
- ・市立学校等の指定避難所のみを最大収容人数の算定対象

～今後～



- ・居住スペースは1人当たり3.5㎡に変更
- ・市民センターやコミュニティ・センターなど補助避難所も最大収容人数の算定対象に追加

### 避難者数の平準化



- ・避難者数に偏りがある際は、避難者の多い避難所から少ない避難所へ移動していただく等の平準化を実施
- ・移動にあたっては、避難者それぞれの事情や意向を確認し、地域団体を含めて丁寧に調整することから、本市が主導の上で調整

## 背景

近年の地震発生時における市内の被害発生状況等を踏まえ、災害対策本部の設置基準を見直すとともに、地震の規模と被害の状況等を踏まえた適切な職員の配備基準等を導入する。

## 対応

令和8年4月より、下記のとおり各種基準等の変更を行う。

### 災害対策本部等の設置要件

- ・災害対策本部の設置要件を「震度5弱以上」から「震度5強以上」へ変更
- ・災害警戒本部の設置要件に「震度5弱」、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を追加

### 配備区分

- ・「情報連絡体制の強化」を「警戒準備体制」へ名称変更
- ・非常配備の配備区分を「3区分(1号配備、2号配備、3号配備)」から「2区分(1号配備、2号配備)」へ変更

### 配備基準

- ・警戒配備の基準に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を追加
- ・震度5弱、津波注意報を「警戒配備」、震度5強、津波警報を「非常1号配備」、震度6弱以上、大津波警報を「非常2号配備」へ変更

### 配備体制

- ・震度5弱の場合は「1/3職員」から「警戒対象部局が所要の職員」参集へ変更
- ・震度5強の場合は「2/3職員」から「各局区等が所要の職員」参集へ変更

※震度6弱以上の体制に変更無し

# 2-2 地震時の災害対策本部等の設置基準等の見直しについて

## 新旧対照表

旧			新		
区分	配備基準	配備体制	区分	配備基準	配備体制
情報連絡体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で震度4の地震が発生</li> <li>気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがある</li> </ul>	警戒対象部局が関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める	警戒準備体制	気象注意報、警報、水防警報が発表され、市内で災害発生のおそれがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒対象部局が関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める</li> <li>必要に応じて所要の職員を配備し災害の警戒等を実施</li> </ul>
災害警戒本部 警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県に津波注意報が発表</li> <li>市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要がある</li> <li>市内に土砂災害警戒情報が発表</li> </ul>	警戒対象部局が所要の職員を配備し、災害情報の収集・伝達、災害の警戒等を組織的に実施	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で震度5弱の地震が発生</li> <li>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表</li> <li>宮城県に津波注意報が発表</li> <li>市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要がある</li> <li>市内に土砂災害警戒情報が発表</li> </ul>	警戒対象部局が所要の職員を配備し、災害情報の収集・伝達、災害の警戒等を組織的に実施
災害対策本部	非常1号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で震度5弱の地震が発生</li> <li>宮城県に津波警報が発表</li> <li>市内に気象特別警報が発表</li> <li>市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部・各区本部の概ね1/3の職員を配備</li> <li>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制</li> </ul>	非常1号配備	各部及び各区本部が所要の職員を配備し、災害情報の収集・伝達、災害の警戒、応急対策及び復旧活動を実施
	非常2号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で震度5強の地震が発生</li> <li>宮城県に大津波警報が発表</li> <li>災害が市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部・各区本部の概ね2/3の職員を配備</li> <li>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制</li> </ul>	非常2号配備	
	非常3号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で震度6弱以上の地震が発生</li> <li>市内の全域に大規模な災害が発生、又は全域に拡大することが予想される</li> </ul>	全職員を配備し、組織の総力あげて対処	非常2号配備	

# 3-1 津波災害警戒区域の指定について

## 背景

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、宮城県は令和4年に公表した浸水想定区域を対象として、令和7年度内に津波災害警戒区域(※)を指定予定であることから、津波からの避難に係る各種体制等を整理する必要がある。

※ 津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」。都道府県知事が指定し、土地利用や開発行為等に規制はかからず、津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進される

## 影響等

- ・指定により、浸水深にせき上げ(津波が建物等に衝突した際の水位上昇)を加味した「基準水位」が示されることから、当該区域及び基準水位を市民等に周知する必要がある。
- ・宅地建物取引業者においては、取引物件が津波災害警戒区域内に含まれる際、その旨を重要事項として説明する義務が生じる。

## 本市における法定の対応事項

- ・津波に係る避難方針、避難施設、避難訓練及び情報伝達手段等の津波避難警戒体制の確立  
※上記確立済みであるほか、指定により津波の浸水想定区域や本市の避難エリア等も変わらないことから、避難行動及び避難情報の発令基準等に変更はない
- ・避難確保計画の作成促進や基準水位を反映した津波ハザードマップの公表(詳細は次ページ)

# 3-2 津波災害警戒区域の指定について

資料1-4  
P1等

## 対応① 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成等

津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設等(※)において、津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成、提出、避難訓練の実施及び市への報告等を義務とし、本市においても計画作成等を支援する。

なお、当該施設等の名称及び所在地は、本市地域防災計画に定めることとする。

※ 地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

## 対応② 津波ハザードマップの作成

本市においては、既に津波ハザードマップ(津波からの避難の手引き)を公表しているところだが、津波災害警戒区域や基準水位等に関する情報を加えたハザードマップを作成する。

